

第6期第11回生涯学習センター運営協議会 議事録

〔日 時〕 2024年1月15日（月） 14：00～16：00

〔場 所〕 町田市生涯学習センター 6階 学習室1・2

〔出席者〕 委 員：陶山 慎治、古里 貴士、瓜生 ふみ子、西行 恵、大野 敏美、
堂前 雅史、橋本 空、西澤 正彦、沖 悦子
(以上 9名)

事務局：西久保センター長、石井担当課長、岡田管理係長、瀧澤担当係長、
佐藤事業係長、小泉担当係長、内海担当係長、三橋主任、池上主任

〔欠席者〕 三浦 芽依、清水 静香

〔傍聴者〕 2名

〔内 容〕 1 報告事項

- (1) センター長報告
- (2) アンケート実施状況報告

2 議 題

- (1) 「障がい者の生涯学習～障がい者青年学級を中心に～」
「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について

3 その他

〔資 料〕

【資料1】 「生涯学習ニーズ」に関するアンケート調査集計結果（抜粋）

【資料2-1】 「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について（案）

【資料2-2】 「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について（案）（図）

【資料2-3】 障がい者青年学級事業に対するご意見一覧

【参考資料1】 「生涯学習ニーズ」に関する町田ちょこっとアンケート集計結果

〔議事録〕

1 第 11 回運営協議会開会

センター長による開会挨拶。
リモート参加者、欠席者の報告。
事務局より配布資料の確認。
事務局より、第 10 回議事録の内容確認。

2 報告（1）センター長報告

会 長：議事に入ります。報告（1）センター長報告をお願いします。

センター長：2 点ございまして、1 点目は 12 月議会の報告です。一般質問において、障がい者青年学級の今後のあり方についてご質問いただいています。こちらにつきまして、生涯学習センター運営協議会でいただいたご意見を踏まえ、検討していることをお答えしています。

2 つ目は生涯学習センターの大規模改修工事に伴う休館についてです。正式な報告は来年 3 月の市議会で行いますが、生涯学習センターは利用団体も多く、影響の大きい施設ですので、現時点でわかっていることを委員の皆様にもお伝えします。

まず、工期ですが、工事担当部署からは 2024 年 10 月から 2025 年の 11 月までの 14 ヶ月間を想定していると聞いています。工期の前後に、荷物の整理や搬入出、生涯学習センターの事務所の移転などがありますので、休館期間は、工期に前後、準備期間を含めた期間となる見込みです。

今後、工事担当部署と詳細に調整を行い、休館期間を確定させていきます。その上で、事業をどのように実施していくのか、利用者の皆さんにどのように周知していくのか、事務所の移転先はどこにするのかなどを検討し、決まったことから、丁寧に周知、説明を行っていきます。現時点でお伝えできるのは以上です。

会 長：ただ今の報告について、ご意見やご質問などありましたらお願いします。ないようでしたら、私から申し上げますが、まだ、未定な部分が多いようです。少しずつ、段階的にでも情報は開示いただき、運営協議会でも共有できた方がいいと思いますので、事務局には、引き続き、決定したことについては情報提供をお願いしたいと思います。

2 報告（2）アンケート実施状況報告

会 長：では、次の報告です。アンケート実施状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局：資料 1 及び参考資料 1 を比較しながら説明しますので、お手元にご用意ください。町田市では「ちょこっとアンケート」というインターネット上でアンケートを取る仕組みがありまして、この仕組みを用いて、昨年 8 月に生涯学習ニーズに関してのご意

見を伺っています。この結果については、第 8 回運営協議会で報告しており、その際の報告資料を、今回、参考資料 1 として、再度配布しています。

第 8 回の報告の際、『ちょこっとアンケート』の回答者は必ずしも生涯学習センターの利用者とは限らないため、生涯学習センター利用者にも意見を聞いた方がいい」とのご意見をいただいております。また、「ちょこっとアンケート」では、20 代の回答が非常に少なかったこともあり、今回のアンケートでは、ご意見いただいた生涯学習センター利用者層及び若年層から意見をいただくことを目的として実施したものです。

まず、調査日と調査場所ですが、1 ページに記載のとおり、今回のアンケートは合計で 3 回実施しています。①②は町田駅周辺の 20 代から回答を得ることを目的に、学生の参加が見込めるイベントで調査を行いました。③は生涯学習センター利用者から回答を得ることを目的に、生涯学習センターまつりの際、調査したものです。

次に、調査方法ですが、アンケート用紙を配布し、記入後回収する手法を取っています。回答数は、①②③合計で 159 件でした。回答者の年代の内訳は、資料 1 の 1 ページに記載のとおりです。

資料 1 の 2 ページ以降は、アンケート結果を年代別に集計したものです。参考資料として配布している第 8 回運営協議資料と比較できるよう、設問も同じものを使用し、年代分類も 40 代以下、50 代、60 代以上の 3 分類にしています。縦軸の回答選択肢は、参考資料と同じ順番にしています。参考資料では回答が多かった順に並べていますので、「ちょこっとアンケート」との傾向の差が一目でお分かりいただけるかと思えます。

2 ページは、「現在の悩みや将来の不安、または、興味、関心があること」について伺ったものですが、「ちょこっとアンケート」の回答と比較すると、大まかな傾向は「ちょこっとアンケート」と似たような傾向があり、40 代以下では「仕事」や「人付き合い」について悩みや不安、関心、興味を持っている方が多く、50 代、60 代以上では「健康」、「介護」、「看取り」、「終活」に悩みや不安、関心、興味をもっている方が多いという結果でした。

3 ページは、「自ら学んでみたいことがありますか」という質問です。こちらも全体的な傾向としては、「ちょこっとアンケート」と類似しています。40 代以下では「お金」、「仕事」について学んでみたい方が多く、50 代、60 代以上は「余暇の過ごし方」や「介護」、「看取り」、「終活」、「健康」について学びたい方が多いという結果でした。「ちょこっとアンケート」の集計結果との相違点としては、「ちょこっとアンケート」では、「お金」が全世代で関心が高かったのに対して、今回のアンケートでは、50 代、60 代の方については、それほど「お金」について学んでみたいという回答は多くありませんでした。

4 ページでは、「学習に取り組むにあたって重視すること」を伺っています。こちら

も全体的な傾向は、「ちょこっとアンケート」と類似しているのですが、「ちょこっとアンケート」では、「あまりお金をかけずに学べること」が50代、60代以上で最多だったのに対し、今回のアンケートでは、全世代共通で最多でした。他に「ちょこっとアンケート」との違いとしては、「ちょこっとアンケート」では、年代が上になるほど、ほかの人と一緒に学べることを重視する回答が多くなっていましたが、今回のアンケートでは、ほかの人と一緒に学べることを重視すると回答した方は、全世代を通じて0人という結果でした。

5 ページは、学習方法についての設問です。「対面形式の講座セミナーなどに参加する」が全世代で多いのは、「ちょこっとアンケート」と同じですが、「ウェブ形式の講座セミナーなどに参加する」は「ちょこっとアンケート」では全世代を通じてこの回答が多かったのですが、今回のアンケートでは0人でした。これは「ちょこっとアンケート」がWebアンケートだったのに対し、今回のアンケートでは紙の用紙を配布したことの影響もあるかと思われます。また、③のアンケートでは、生涯学習センターを利用している方は団体活動を既に行っている方が多いこともあってか、「ちょこっとアンケート」と比べ、「仲間同士で学ぶ自主サークルなどに参加する」を選んだ方が多いという特徴がありました。

6 ページは、生涯学習センターの利用経験についての設問です。今回のアンケートは③で生涯学習センターの利用者もアンケートの対象にしていますので、この質問については「ちょこっとアンケート」の傾向とは異なっています。40代以下については①②の会場で、主に10代、20代の参加者に回答してもらったため、「利用しなかった」、「知らない」といった回答が多くありましたが、60代以上の方は③の生涯学習センターまつり会場での回答がほとんどであるためか、現在、何かしらの形でご利用いただいているという回答が多かったです。

現在、これらのアンケート結果をもとに、2024年度の講座のテーマなどを検討しており、今後新たに実施する講座についても、このアンケート結果を踏まえて企画を検討して行きたいと考えています。説明は以上になります。

会 長：ただ今の報告について、ご意見やご質問などありましたらお願いします。特にないようでしたら、次に進みます。

4 議事（1）「障がい者の生涯学習～障がい者青年学級を中心に～」

「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について

会 長：では、議事（1）障がい者の生涯学習～障がい者青年学級を中心に～「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性についてです。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局：資料2-1～3を使用して説明します。資料2-1は「町田市障がい者青年学級事業」再構築の方向性について（案）です。資料2-2は資料2-1の概要をA3用紙1枚の図

に落としたもの、資料 2-3 はこれまでの運営協議会で委員の皆さん及び臨時出席者の皆さんからいただいた意見をまとめたものです。説明は資料 2-1 で行います。2-2、2-3 は必要に応じ、ご覧いただければと思います。

これまで、青年学級学級事業の再構築については、第 6 期の運営協議会で協議いただき、関係者の方にも協議会に出席いただいたり、アンケート形式でご意見をいただけてきました。これらの意見をもとに、今回、今後の方向性について、「案」として提案するものです。

「案」の内容ですが、1 ページから 7 ページの上段までは、障がい者青年学級の概要について、これまで運営協議会で説明してきました資料を整理し、掲載している部分です。このため、7 ページまでは、整理の際、新たに追加した部分を中心に説明します。

まず、4 ページの最上段に「(エ) 活動の規模」という表を掲載しています。これは、学級の活動日 1 日当たりの平均参加者数を表にしたものです。3 学級それぞれの数字と全体としてまとめた数字を記載していますが、公民館学級が少し多いのですが、学級生は 1 日当たり、だいたい 33 人から 40 人程度が参加しています。担当者等の欄は担当者だけでなく、見学者を含んでいます。担当者はいきなりなれるものではなく、何回か研修のような形で参加いただいた上で正式に認定しています。この担当者に認定する前の参加者を見学者と呼んでいます。こうした見学者の方を含んで、1 日当たり 10~15 人程度の方に支援いただいているのが現状です。

同じく 4 ページの最下段に「(5) 事業の現状と抱える問題」について記載しています。3 つの円グラフは、学級生の在籍年数別参加割合と年代別参加割合を表したもので、50 歳以上の学級生の割合は 44%となっていて、20 年ほど前の 2000 年のデータでは 4%だったのと比べ、明らかに高齢化が進んでいることがわかります。

続いて 5 ページですが、上段に「(イ) 学級活動中の安全が確保できない場面の発生」という項目があります。担当者会議の出席者が減少しており、担当者間の経験やスキルにばらつきが生じるなど、担当者の体制が充分でないことから、活動が安全に行えていない場面が見受けられる点について、記載しています。具体的に申し上げますと、学級生が他の施設利用者の私物に関心を持って取り上げてしまったり、日帰り旅行など外出の際にちょっと目を離した隙にどこか行ってしまったり、学級生の行動が原因で担当者や職員が怪我を負ったりした事例があります。

最近のニュースで、放課後デイサービスの施設で、送迎中に利用者が死亡するという、痛ましい事故がありました。この事故では、施設の代表らが安全管理を怠ったとして業務上過失致死の疑いで逮捕され、送迎していた運転手も書類送検されたということです。先ほど申し上げた町田の事例では、いずれも大事には至りませんでした。いつ大きな事故につながるかもわかりませんので、安全性の確保については最も重要な問題と捉えております。

次に 5 ページ中段の「担当者の参加状況」という表をご覧ください。先ほどの 4 ページの表では、担当者の数に見学者を含んでいましたが、こちらの表では、見学者を含まない、正式に認定している担当者数を記載しています。学級日一日当たり、ひかり学級は 9.6 人、公民館学級、土曜学級は 13~14 人の方に支援いただいています。また、木曜日の夜間に担当者会議を年間 46 回ほど行っていますが、こちらは 6~7 人の参加に留まっています。

続いて 6 ページの中段の「(エ) 新たなニーズの把握」について説明します。今回の検討に伴い、現在の学級生以外の障がいのある方、障がい福祉施設入所者や町田の丘学園に在籍している生徒に対しアンケート調査を行いました。こうした方々の生涯学習に対するニーズもあるということがわかりました。青年学級に参加してみたいと思う方は、回答者 200 人中 41 人いらっしゃり、市内の 18 歳以上の愛の手帳の交付者が約 2700 人いることを踏まえ、一定数の希望者が存在していると推測されます。

その下の「(オ) 青年学級の実施要項や本人活動をする団体への支援ルールの未整備」ですが、これまで新規受入、在籍期間、定員などについて、その時々に応じて職員や担当者の裁量で事業を実施していました。実施にあたって、必要な事項が明文化されていないという現状があります。

7 ページに移ります。「(6) 事業の課題」についてですが、これまでの協議で多くの意見をいただいた安全性の問題について、「(イ) 安全性を確保して事業を実施する環境の検討」として、課題の項目に追加しました。

その下の、「5. 再構築の考え方」ですが、この部分以降が、今回、新たにお示しする内容です。ここでは、これまでいただいたご意見や現状を踏まえ、「(ア) 参加するすべての方の安全が十分に確保できる運営であること」、「(イ) 毎年、新規学級生が入ることができ、現在の学級生も応募可能な仕組みを作る。その際、現在の実施規模の範囲内で、できるだけ多くの対象者が生涯学習の機会を享受できるようにすること」、「(ウ) ボランティア希望者の大幅な増加が見込めないこと」の 3 点を前提としています。

「6. 再構築の方向性」では、前段の再構築の考え方を踏まえ、次の 4 点に整理しました。1 点目は「(1) 学習事業としての目的の整理」です。現在の学級活動の大事な部分は継承しつつ、社会環境の変化に合わせた活動となるよう見直しを行います。新たな要素として、障がい福祉サービス等を活用し、学習活動を充実することも考えています。

2 点目は、「(2) 安全性の確保のための対策」です。継続して参加してもらえる担当者を増やすための取り組みとして、担当者の役割を整理するとともに、負担軽減策を早急に検討し、その上で募集活動に取り組みます。役割の整理については、学級生本人への学習支援以外の活動について、見直していきたいと考えています。なお、活動当日だけ参加している方を「当日担当者」と呼んでいますが、「当日担当者」につ

いてきちんと位置付けるとともに、謝礼額なども含め従来の担当者と区別することも必要ではないかと考えています。

また、障がい福祉部門との連携を強化し、特に送迎やトイレ・食事介助などについては、学級生に障がい福祉サービスの活用を求めて行きます。学級生の父母等に一定の活動支援も求めていきますが、この部分についてはさまざまなご事情もあると思いますので、「お願い」であり、強制するものではありません。併せて、学級活動を補助するため、介護の専門事業者の導入も検討します。

3 点目は「(3) 新たなニーズに対応し、公平性を担保できる仕組みの構築」です。新たなニーズがあることを踏まえ、希望する方が公平に参加できる仕組みを整えます。8 頁の下段に①在籍期間、②青年の範囲、③学級の定員、④抽選制度、⑤新規事業と項目を記載していますが、①～④については、更にご意見をいただきたいと考えていますので、今回は項目のみ記載しています。これから、現在、生涯学習センターで検討している内容について述べますが、一つの考え方として聞いていただき、後ほどご意見をいただきたいと思います。

①在籍期間ですが、支援学校を卒業する方が毎年いらっしゃることを踏まえ、毎年、新規募集は行いたいと考えています。現行の 3 学級体制をベースとすると、学級の在籍期間を 3 年間と定め、毎年度 1 学級ずつ新規募集を行うことを考えています。なお、募集の際、その学級に在籍していた方も応募は可能とし、3 年以上継続して在籍することも可能な仕組みを想定しています。

②青年の範囲ですが、「世界保健機関」や「高齢者の医療の確保に関する法律」、「町田市いきいき長寿プラン」では、65 歳以上を「高齢者」と定義していますので、青年の範囲としては、支援学校卒業後から 65 歳までが範囲になるかと考えています。ただし、知的障がい者の場合、「青年」期については、ある程度広く捉える必要もありますので、こうした年齢制限の必要性からご意見を伺いたいと思います。

③定員ですが、町田市の障がい者青年学級では、障がいの程度を限定していませんので、様々な障がい特性がある学級生がいることを前提としています。そのうえで、安全性を確保できる体制を作る必要があります。現在の活動は、「当日担当者」も含め、概ね 13 人の担当者が 36 人の学級生を支援しています。約 1 : 3 の比率になりますが、前述したように安全性が十分に確保できていない場面も生じています。このため、担当者と学級生が 1 : 2 程度の比率で運営できる体制を整えたいと考えています。担当者の技量による面もあり、決して数字だけの問題ではないことは理解していますが、現状の体制では十分ではないと考えています。例えば、1 学級の定員を 30 人程度とし、障がいの程度などを考慮したうえで、可能であれば受入人数を増やすような仕組みも検討したいと考えています。

④抽選制度の導入ですが、受講を希望する方には公平に権利がありますので、導入は避けられないと考えています。ただし、これまでの経緯もありますので、例えば

「在籍している学級生の枠を設けた方がいい」とか、逆に「新規受け入れ枠を設けた方がいい」とか、「何度も応募し、抽選に落ちてしまう方を優先する枠が必要だ」など、抽選制度を導入する際の条件について、意見を伺いたいと考えています。

⑤気軽に参加できるスポット事業の実施については、新規事業の提案ですので、内容を記載していますが、抽選から漏れてしまった方や1年間を通して活動が難しい方、あるいは新たに学習活動を始めたい方など、気軽に参加できる短時間の学習事業を実施したいと考えています。スポット事業を複数回実施することで、多くの方に学習機会を提供するとともに、短時間ならば参加可能なボランティアの方に活動の場を提供し、将来的に担当者の募集につなげたいという思いもあります。

9 ページに移りまして、「(4) 青年学級から巣立つ本人活動の団体への支援ルールの作成」について説明します。ここでは、支援する団体の基準や支援の仕組みをルール化したいと考えています。

再構築の方向性は、以上の4点にまとめました。その他必要な事項については、今後、生涯学習センターで検討していきます。まずは、安全性の確保を最優先し、安全性の確保のための対策から取り組んでいく予定です。再構築により事業を安全に運営できる体制を整えたうえで、多くの知的障がい者の方に学習機会を提供し、参加する方が共生社会への理解を深められる場として事業を実施していきたいと考えています。

最後に今後のスケジュールについて述べますが、まず、今年度中に安全性確保のための対策に向けた準備を行います。また、学級生の個別面談や新たなニーズに対するヒアリングの実施なども予定しています。2024年度は安全性確保対策を先行して実施するとともに、再構築の方向性を踏まえた新たな仕組みを検討していきます。

なお、冒頭にセンター長から報告しました、改修工事に伴う生涯学習センター休館中の事業運営については、今後、調整します。休館中は、生涯学習センターでは事業が行えません。全事業、アウトリーチでの実施や規模の縮小、休止を検討しています。現在のところ、障がい者青年学級については、アウトリーチで規模を若干縮小して実施することを想定しています。

2025年度は新たな仕組みの導入に向けた準備を行い、2026年度には新たな仕組みを導入し、新規参加者の募集を開始したいと考えています。今後も適時、運営協議会に報告し、ご意見を伺いたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひします。

資料の説明は以上ですが、本日欠席されているJ委員から今回の議題に関して事前にご意見をいただきましたので、追加資料としてお手元に配布いたしました。在籍期間、抽選制度の導入には賛成とのことですが、抽選に漏れた方、参加できなかった方が他の活動に、先ほどお話したスポット事業などに目を向けていただけるような意識づけの機会の必要性や担当者の負担軽減、安全性の確保についてご意見をいただいています。こちらのご意見にも目を通していただければと思います。

会 長：少し説明内容を振り返りましょう。資料2-2にわかりやすくまとめられているの

で、こちらで皆さんと再確認したいと思います。黒くアミのかかっているところに再構築の方向性が4点にまとめられています。今、説明のあったとおりですが、特に「(3) 新たなニーズに対応し、公平性を担保できる仕組みの構築」の部分について、皆さんのご意見を伺いたいということでした。ここを中心に話し合っていきたいと思います。

それから、前提として皆さんと共有しておきたいのですが、冒頭のセンター長からの報告で、この建物自体が今年の10月から改修工事に入り、おそらく夏以降、使えなくなる、または使いにくくなるということ。工事に14ヶ月ほど要して、引っ越しや整理の期間を考えると、2025年の年末くらいまでは使えないであろうことが報告されました。今の運営協議会のメンバーの任期は今年の3月末までです。本日、積極的に話し合いたいと述べましたが、実際にこの場で話し合い、行政もその話し合いを受けて、「では、将来の青年学級をどうしましょうか」と考えていくことになります。1年数ヶ月前の時点で在席している現委員から意見を伺い、当然、次期委員からも意見を伺うのですが、「こういう形で再スタートします」という方向を定めても、スタートの時期は2026年4月からということになるかと思います。

おそらく、現在、受講している方たちは、2026年4月からどうなるのかということが気になるころでしょうが、同時に、この建物が使えなくなる期間はどうかということも気になる点だと思います。

しかしながら、私たちに任されているのは青年学級の再構築についてなので、2026年4月から始まる新しい青年学級がどういうスタイルになっていくのか想像し、意見を交換して、次期の運営協議会委員にしっかり引き継いでいくことが使命だと考えています。

それで、事務局に確認したいのですが、本日、私たちが話し合ったことは、具体的にどう反映されていくのか説明をお願いしたいと思います。

事務局：本日、資料2-1を案としてお示ししていますが、これからいただくご意見をこの案に反映させ、次回、2月の運営協議会で最終案として提出します。その場で再度、協議いただき、その結果を踏まえ、行政として意思決定をしていきたいと考えています。

会 長：今、説明いただいたように、次回、2月に私たちの最終的な意思をまとめて、行政に伝えることになります。本日は、比較的自由に議論いただき、「こう感じている」とか「こんなことを思っている」といった話もしていただき、来月に備えるようなイメージで議事を進めていきたいと思います。

先ほど、再構築の方向性の「(3) 新たなニーズに対応し、公平性を担保できる仕組みの構築」を中心に議論を進めていきたいと申し上げましたが、それだけに限らず、事務局からもこれまでの青年学級に関する議論全体について説明がありましたし、まず、全体を通じてご質問、ご意見があれば頂戴したいと思います。

K委員：再構築の方向性の（3）の部分ですが、①から⑤まで順番がふつてありますが、項目の順序も検討の余地があるのではないかと考えています。まず、最初に安全性の確保が必要で、安全性を確保したうえで持続可能な体制を考えるのだと思います。もちろん持続可能な体制を作るためには、スタッフ・担当者の問題や場所の問題、時間の問題とかいろいろありますが、これらが定まってから定員を考えるべきでしょうし、在籍期間はこの次なのではないでしょうか。

在籍期間に関して、事務局からは3年という提案がありましたが、人間関係構築の必要性を考慮すると果たして3年は短いのか長いのか。3年という提案には毎年募集を行いたいという事情があるようですが、毎年行わなければならないのか。抽選制度の導入はこれらが定まってから議論されるべきではないかと思っています。

抽選制度導入の説明の際に、「枠」の設定についても提案がありましたが、この「枠」については、様々な意見があると思います。「年齢」や「障がいの程度」といった「枠」も考えられます。順序を決めて、他を定めてから決めていくべきかと思っています。

青年学級の「青年」をどう位置付けるかは、これはもう最後でいいかと思っています。まず、全体を通して感じたことをお話しました。細かい話はまた、後ほど触れたいと思います。

会長：ありがとうございます。今、K委員から、まず安全性を確保し、持続して運営できる人数から話し合うべきではないかのご意見がありました。これはスペースの問題だったり、関わる人のマンパワーによって、大分違ってくるとは思いますが、先ほど、事務局からは「今後、ボランティアの方がどんどん増えるような状況にない」という前提で、現状のスペースを確保できた場合、30人程度がひとまず目安となるという提案がありました。今、K委員のお話を伺い、1つ1つ項目を絞って議論をしていくべきかと改めて思いましたので、まず、定員について30人程度というのを1つのクラスの規模感として検討してみようと思いますが、皆さんはどう思われますでしょうか。

副会長：お話を途中で遮ってすみません。議論を進めていく上で、事前に確認しておきたいことがあります。今回、青年学級の再構築の方向性について（案）として提案いただき、これをまとめていくわけですが、このまとめは、どういった位置づけになるのでしょうか。生涯学習センターの資料の一つなのか、運営協議会の意見をまとめたものになるのか、この文章の性格というか位置づけについて、先に確認させていただきたいと思っています。

事務局：このまとめの位置づけは、委員の皆さまからのご意見を踏まえ、生涯学習センターが作成する資料です。運営協議会から意見としていただくものではなく、行政が作成し、責任を持って実行していくものです。

副会長：では、我々の意見をまとめた文書というわけではなく、「我々の意見を聞きなが

ら、生涯学習センターが資料としてまとめた文章」ということで考えればいいということを確認できましたので、そのように考えたいと思います。

会 長：ありがとうございました。文章の位置づけも大切なことです。今回、作成するまとめは、我々の意見を聞いて、行政がまとめたものということです。

では、少し戻りまして、先ほどK委員からお話がありましたように、キャパシティの問題から伺いたいと思います。事務局からは30人という提案がありました。

A委員：8 ページの上段に、新たな要素として、障がい福祉サービスを活用し学習活動の充実を図るという記載があります。この活用する障がい福祉サービスについて、具体的に教えていただけると、今、話し合うキャパシティの話でも参考になるかと思えます。

事務局：想定している障がい福祉サービスは、主にトイレや食事の介助です。それと送迎です。これらについて、必要な方にはサービスの利用をお願いできないか相談していきたいと考えています。ただし、個々の学級生によって置かれている状況は様々ですので、まず、学級生との個別面談をしっかりと行って、それぞれの方からご意見を伺いながら検討していきたいと考えています。

会 長：今の話も参考にしながら、まず、事務局提案にあった30人という人数を基本にキャパシティの問題を話し合いたいと思います。

K委員：定員を考えるには、やはり安全性の問題、具体的には担当者の問題やスタッフ、場所などいろいろな問題があるわけです。これまでの説明の中にも、ちょこちょこ現状について触れられていましたが、持続可能性の視点からキャパシティをこう考えているということを最初に事務局から改めて説明いただきたい。そうしないと、なかなか30人がいいのか40人がいいのか判断しにくいと思います。

事務局：では、資料2-1を用いて、定員について改めて説明します。4ページ最上段の表をご覧ください。各学級の1活動日当たりの平均参加者数を記載していますが土曜学級とひかり学級が33.8~33.9人、公民館学級が少し多くて40.3人となっています。参加者数とは別に在籍者数も記載していますが、こちらは公民館学級が56人、ひかり学級が40人、土曜学級が41人です。実際、登録者全員が参加しているわけではなく、体調不良だったり、特に最近は新型コロナの影響もありましたので、実際の参加者数とは乖離が生じています。

次に担当者についてですが、1日当たりの参加者は、ひかり学級が極端に少なく10.3人。あとの2学級は14~15人です。ただしこの数字には先ほどお話しした「見学者」も含まれていますので、実際に事業を担当している職員の感覚では、現状でギリギリだと感じています。最低でもこの表の下段にある平均数以上は担当者を確保したいと感じています。特にひかり学級は今、10.3人と特に担当者数が少ないので厳しい状況です。重度障がいの方も多いので、ひかり学級だけは現在、専門の介護職の方に委託して、トイレ介助をお願いしている状況です。

担当者と学級生の割合といっても、障がいの程度や担当者のスキルなどいろいろと要素があるのですが、そうしたことを総合的に考慮しても、担当職員としては、現実的に安全を確保するためには担当者 15 人想定で 30 人、多くても現状の 36 人が限度だと感じています。

K委員：説明のあった資料を見ると在籍者数と平均出席者数がずいぶん違います。これを見ると、定員を決める際に、在籍者ベースで決めてしまっているのかということがあります。定員は、実際の出席率を加味して決めるべきかと思います。そこで 30 人という数は、ちょっと少ない気がしています。定員はもう少し増やして、出席者ベースが 30 人程度になるよう運営していくというような数の決め方もできるのではないかと思います。

会 長：今、K委員のおっしゃった平均出席率は、どの程度でしょう。

事務局：3 学級全体で、約 78.8%です。

会 長：ちょっと口を挟んでしまうようで申し訳ないですが、安全を確保するためには、例えば 2 対 1 を超えないことがまず必要だということでしょうか。まあ、予算を組んだりする時は定員で考えざるを得ませんが、例えば、雨の日は少なくなったりといった傾向のようなものもあるのかもしれませんが。今、K委員から平均出席率という考え方についてお話がありましたが、お話を伺いながら、実際運営していくにあたって、出席者と担当者が 2 : 1 を超えない範囲というのは、どの程度なのか考えていました。単純に、数値として超えない値を設定するのか。「安全確保のため、担当者と利用者の割合について 2 : 1 を超えない数とすること自体を基準とする」といった形で、数値ではなく条件で設定していくことも考える必要があるかもしれません。

例えば、定員を 30 人と設定して平均出席率がその 50~70%程度だったりしても、活動日を一日一日振り返ってみると、2 : 1 を著しく超えてしまう日があったのかもしれませんが、そうした日は事故が起こっても不思議ではなかったかもしれません。ただ、支援者が集まらなると学級生も集めにくい状況というのは、ある意味、いたちごっこになってしまっている感じもします。

F委員からも、事前のお話では、全員受ける場合、スポット事業の必要性や定員制についてご意見があったようですが、いかがでしょう。

F委員：まず、私がこの案の編成で若干気になったのは、再構築の方向性の (2) が安全性の確保のための対策で、(3) は公平性の担保の仕組みとされていますが、定員を決めるということは、「公平性の担保」に属するのではなく、本来は「安全性の確保」のための対策なのではないかと、(3) ではなく (2) であるような気がしています。

そのために、例えば保護者の支援なり関わりなりを求めたり、あるいは他の専門事業者の支援を求めたりといった方策もあるのだと思います。そもそも公平性を担保するために 1 学級の定員を定めるっていうのは、よく考えると、何かちょっと違うのではないかと思います。「安全性を欠く恐れがある」ので、これ以上、受け入れは難し

いですというのであれば分かるのですが、これは資料の構成の仕方の問題ですので、これ以上は申しません。

お話したいことは、もう一点あります。結局のところ、現在の生涯学習センターとして、行政としてですね、これ以上の対応を行うのは、なかなか難しいのだと感じています。現在行っている行政サービス以上の対策を実施する、例えば、職員体制を充実させるとか、そういったことがなかなか難しいことはよくわかります。当然のことですが、行政は一定の守備範囲の中で対応すべきであって、何でもかんでも行政がやればよいという話ではないと思います。

それで、以前から申し上げていますが、やはり、民間事業者任せられる部分ではできるだけ任せることで、逆に安全性も確保できるし、あるいは新たなニーズにも対応できるのではないのでしょうか。公平性の担保についても、もしかしたら、枠を縮小せずにできてしまうかもしれません。やってみないとわからないところもありますが、いきなり民間事業者任せるとするのはなかなか難しいのだとすれば、例えば⑤の気軽に参加できるスポット事業の実施のあたりは、民間の事業者に任せてはいかがでしょう。現行の事業に加え、更にスポット事業も実施するとなると、行政の負担がそれだけ増えていくわけですから、その部分について、委託費はかかるかもしれませんが、民間事業者の方に任せることで、行政の負担は増えない形で対応できるのではないかと感じています。こうした小規模な事業から民間の専門事業者にお任せすることを、ぜひ考えていただきたいと思いました。

会 長：ありがとうございます。そうですね。総合的に見ると、公平性と安全性の両方に関わることもあると思います。また、民間活力についてのご意見もいただきました。

ここで、いったん休憩し、再開後に在籍期間や青年の範囲についても少し議論を進めてまいりたいと思います。では、休会します。

(5分間休憩)

会 長：再開します。ここで、在籍期間や青年の範囲について議論を進めたいと思います。人数や安全確保の話題も含めながらで構いませんが、まずは在籍期間について、意見を伺いたいと思います。

在籍期間を定めることについては、これまでも委員の皆さんから様々なお話を伺っていますが、今回、事務局から、まず3年間を一つの区切りとしてはどうかという提案がありました。3学級ありますので、各学級の在籍期間を3年と定めることで毎年、新規募集を行えます。特別支援学校などからは、当然ながら毎年卒業生がいるわけですから、毎年、新規募集を行えることが必要ではないかということです。

また、在籍期間の導入に際しては、在席している学級生も応募可能とすることで、継続的に在籍することが可能な仕組みも残しておきたいとの話でした。この辺りは、

委員の皆さんから意見を伺いたいと事務局からも申し出があったところです。これ以外のことで、皆さんからご意見、ご質問を伺いたいと思います。

3年というと、中学、高校の在籍期間と同じですが、学校で活動されているG委員はどういった感想をお持ちでしょうか。

G委員：在籍期間に関しては、3年間というのは、あっという間の期間のような気がしています。今までの青年学級の実績等も踏まえて期間を考えていくのが、一番いいのではないかと考えています。せめて4年程度、それこそ大学で言えば卒業論文を書いて卒業するくらいの期間が必要かと思っています。実際、中学、高校の3年間はあっという間だったということをよく聞きますし、もう少し長く在籍期間を定められるといいのかなと思います。

それから、定員について、資料に担当者数の記載がありました。先ほどの説明では、見学者を含む人数だのお話でした。この1:2という割合、現状の1:3がギリギリだという話がありましたが、見学者がない場合、担当者数はもっと減ってくるわけですね。そうしたことも考えると、もしも担当者が増えない場合、安全性を確保するには、30人、40人という1日あたりの平均参加者数が、ぎりぎりの人数なのではないかと感じています。これまでの話し合いの中でも担当者が少ないということは、ずっと話題に出ていたと思うのですが、やはり、特定の方に長期間お願いしていくというのは、なかなか難しい現状があるのかなと思いました。例えば、大学の福祉関係の授業や研究室と連携を深めて、毎年、一定期間、大学生に来ていただくようなことも考えていく必要があるかと思っています。もう、学生時代に見学してもらって、卒業したら本格的に来てくださいということではなくていいのではないのでしょうか。今は、若い方が福祉について体験する機会が少ないということも、よくお聞きしますので、若い人が体験できるような窓口も探ってみてはいかがかなと思います。

それと、先ほどF委員から、スポット事業を開催していくのに民間の力をお借りしていくべきというお話がありましたが、こうしたこともこれからは必要なことではないかなと思いました。

K委員：在籍期間については、私も思うところがあります。支援学校から毎年、卒業者が出てくるから、毎年募集したいというのはすごくよくわかりますし、その通りだと思います。ただ、今、G委員からも3年間は短いというお話がありましたが、障がい者の人たちにとって、3年間は非常に短いのではないかと思います。実際、青年学級の活動を見ていると、学級生と担当者の人たちの人間関係は、すごく密なんですよね。在籍期間があまり短いと、やはり関係性を構築する上で、いろいろ問題が起きてくるのではないかと考えています。3学級あるので、募集を2年ごとにすれば6年にできます。ただ、6年だと1年応募を待ってもらうこともありますし、それで、3年か6年かで考えています。

それからもう1つ、人数の問題ですが、先ほどF委員のお話にあったように、もう、

介護に関する専門的なことは、専門家に頼らざるを得ないのではないかと思います。今の状態では、送迎とかトイレなどの介助に手を取られることが多く、担当している方も大変だと思います。本当に、学級生も年齢がどんどん上がってきている状況ですし、当然、親御さんも年齢が高くなってきています。だから、送迎が必要になったり、今後もいろんな問題が起こってくるでしょうし、やはり民間の力というか専門性のある方をお願いする部分は、これからは当然出てくると思います。

それで、専門家を入れることで、また、定員の考え方も変わってくると思います。「現状がこうなので、この人数ならば大丈夫」という考え方で定員を設定すると、すぐパンクしてしまう気もしています。今回の見直しにより介護、介助の必要性が今後どう変わるのかという見通しも立てるべきでしょうし、実際に専門家を何人入れることができるかも定数に影響を与えるのではないかと思います。

それから、募集の問題は、先ほども言いましたが、毎年募集するのかということですね。関係性を構築するには、3年でも4年でもあまり変わらないのではないかと感じています。やはり、6年くらいないと難しいのではないかと感じています。やはり、関係性が構築された状態にあることは、大事だと思っています。

会 長：ありがとうございました。これは私の意見ですが、小中学校のように1学級全体をガラッと変えるのは考えにくいと思います。例えば、1学級のうち、2人が変わりますというような規模になるのではないのでしょうか。

福祉分野でボランティアを長く続けてくださっている方に、続けている理由を聞くと、サービスを利用している人との人間関係があって、その人のことが心配だったり、その人に会うために、ずっと続けているという方がほとんどです。3年ごとにどんどんメンバーが切り替わっていくようになると、ボランティアの人も集まりにくい事業になるような気もしています。

時間をかけて丁寧に人間関係を作っていくからこそ、お互いに「これをやっていこう」という意識が芽生えていくので、6年なのか、3年でも結構ですが、期間ごとにガラッと入れ替わってしまうイメージではなく、今年はこの学級で何人新規募集ができますというようなイメージ。卒業する方もいれば、戻ってくる方もいるような学級を継続していく方が現実的なのではないかとも感じています。

長期に渡って継続して参加することの意義というものもあると思いますし、この点については、副会長にもご意見を伺いたいと思います。

副会長：町田市の障がい者青年学級は、学級生が長期にわたって継続的に活動をしてきています。もちろん、活動内容から学んでいくものや育てていくものも、当然、ありますが、それだけではなく、活動を取り囲んでいる人間関係から得られるものもあります。学級生同士の間関係もあります。特に学級生と担当者の方の関係が作られていく中で、その体験を通して学んでいくものがかなり大きいと思っています。

一方、公平性を考えて、定員や在籍期間を定めてメンバーを少しずつ変えていくこ

とも、考えなければいけないことです。

ただ、考えていくにしても、やはり、これまで長期に渡り、人間関係が作られていく中で学んできたわけで、この「障がい者青年学級の学びの形」というものは、可能な限り、残していくべきだと感じています。期限を定め、ある程度の期間で区切らざるを得ないにしても、ちょっと理想論ではありますが、一度、青年学級を出た後でもその人たちが継続的に活動に関われるような、あるいは関係性を続けていけるような形は、何か考えていく必要があると思います。

私は学生を連れて今年の冬も実習で参加させていただいているのですが、例えば、クリスマス会の時などには、亡くなった学級生の方を弔うような取組をしています。こうした、長期に渡って参加していて関係性があるからこそできている活動が、障がい者青年学級にはあって、関係性が現在の活動を下支えしていると言えます。

これまで議論してきて、やはり、定員は定めざるを得ない面があると考えていますが、公平性の観点だけでなく、何か関係性を継続するための工夫や取り組みも必要だと思います。先ほど説明のあったスポット事業もそうした取り組みの 1 つになるかと思えますし、そういったものが他にも考えられるといいのではないかと思います。

H委員：在籍期間と定員について、ちょっと違う角度からお話したいと思います。今は 1 学級あたり月 2 回、2 日間活動する仕組みですが、その回数や 1 回あたりの時間数を見直して、定員を考えることはできないでしょうか。

先程から、「長く一緒に活動することによって、信頼関係ができる」というお話がありましたが、それは「良さ」の一つでもあると思いますし、それがなくなってしまうのは、もったいないという気持ちもある反面、例えば、月 1 回の活動にして、別にもう 1 回、自由に集まれる日があってもいいと思いますし、午前中は正規の活動をして、午後はフリータイムにして、必ずしも担当者の方が張り付いていなくてもできるような活動をするとか、つまり、担当者の方の負担の問題と参加できる人数の問題を、回数や実施時間数を見直すことで対応できないかと思っています。

質的な満足度はすごく大事だと思いますが、量的な回数とか時間数の部分は、例えば在籍期間を 3 年と定めた場合、3 年活動して卒業したからといって二度と活動に来てはいけないわけでもないですし、スポット事業に参加したり、同窓会的な集まりが年に 1 回開催されたりすることでも、繋がれて、続けられるのではないかと考えます。

それに、「もうちょっと活動したいんだよなあ」という気持ちが、青年学級から外に出て自分で団体を立ち上げたいとか、自分で活動をはじめたいといった気持ちに繋がる部分もあるのではないかと思います。

在籍期間や定員については、量的な見直しや自主的活動への動機づけも含めて考えられるといいのかと思っています。

会長：ありがとうございます。スポット事業のほかに同窓会みたいなものを定期的に

行うのもいいのかもしれませんが。

そろそろ、次の話に進みたいと思います。現在、「青年学級」という名称で事業を行っているわけですが、「青年」の範囲についてです。年齢制限ということかと思えます。高齢者福祉の分野では、65歳以上を高齢者と呼んでいます。今、65歳を超えている学級生の方が2人いらっしゃるとのことですが、「青年」という表現についてや、年齢制限を設けることについて、議論したいと思います。

一般的に「青年」と言われるものの、様々な分野で「青年」という言葉が使われ、その範囲も広がっているようですが、多岐にわたって活動されているA委員はどのような考えをお持ちでしょうか。

A委員：いろいろな団体があり、いつまでも「青年」と呼んでいるような団体もたくさんあります。経済界なんかでもありますよね。そうした状況なので、高齢者の制度の境で考えるというの、妥当な線ではあると思いました。

障がいのある方が高齢化した場合、高齢者福祉サービスに移行するのでしょうか。それとも障がい者の福祉サービスのままなのでしょうか。その辺りもよく理解していないので、何とも言えないところはありますが、高齢者の制度が65歳からスタートするのであれば、65歳までを「青年」としても、とりあえずは妥当な線かと考えました。

会 長：ありがとうございました。「青年」という呼称はさまざまな団体で使われていて、統一的な定義がないので、とりあえずは高齢者の前までを「青年」としても問題はないのではないかとのお話でした。この話は「青年」をどう捉えるかというよりも、年齢制限を設けることについて議論した方がいいかもしれません。

K委員：「青年学級」という名称だから問題提起されているということでしょうし、私は、それなら名称を変えればいいのではないかと考えています。数字で切ってしまうというのは、障がいのある方の生涯学習の状況をみると、現状に合わないのではないかと思います。こうした部分はアバウトにしておいた方がいいのではないかと思います。65歳以上の方が受講することで、何か大きな問題が生じるのであれば別ですが、それほど大きな問題はないのであれば、単に名称を変えれば済むことではないでしょうか。

会 長：ありがとうございました。前回まで、町田の障がい者の方の支援組織の代表の方お二人にも臨時出席者として出席いただいていたのですが、介護保険が始まった時に障がいのある方も65歳になったら介護保険に移行してくださいという制度になりました。先ほどの在籍期間の話にも通じますが、慣れ親しんだ環境や人間関係から年齢で切り分けられ、65歳以降は障がい者施設ではなく介護保険事業所に移ってくださいという話になり、この問題は様々に議論され、今では「本人の選択による」という考え方が主流になっています。こうした背景も加味した方がよろしいかもしれません。

また、町田ではないですが、「どうして青年学級なんですか」という疑問を聞いたことはあります。「生涯学び続ける『生涯学習』で『青年』と『老年』を分ける意味があるのか。生涯『青年』でいいのはないか。」といったお話を伺ったことがあります。

す。

E委員：私も「青年学級」という名称には違和感を感じていたので、今のお話を聞いて、「なるほど」と思いました。

先ほどの在籍期間の議論では、3年間では短いのではないかと思ったのですが、募集をするにあたって、今、町田の丘学園などを卒業する方にアプローチしていくことや新しく入ってくる方がいることを前提にすると、50代、60代の方がどのくらい応募してくるのか疑問に思っています。今の青年学級は高齢化してきていますが、2026年度に新たにスタートする際には、若い世代が増えているのではないかという気もしています。そうした若い人たちが何かをやって、卒業して、グループを作っていくようになるのであれば、介助が必要になる年代になる前にグループ化して巣立っていけるのであれば、少し年齢を下げてもいいのかとは思っています。そうすると、担当者と学級生の比率についても、介助の部分が下がる分、ハードルが下がるのかなと思いました。

会長：ありがとうございました。今回の議論に先立って特別支援学校で行ったアンケート調査があって、その中で「そういう事業があって、参加できるのであれば参加したい」という意見があったことが議論の中心になっていることは間違いないです。ただ、その新卒の人だけが対象ではないことにも留意する必要があると思います。

今、「青年」の範囲や「年齢」についてどう考えるか委員の皆さんからお話を伺いましたが、「青年学級」という事業は、もともと社会教育の中で事業として位置づけられてきたものです。「青年学級」という事業について、委員の皆さんと背景を共有したいと思います。副会長にご説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副会長：今回の議論の本質的な部分ではないかもしれませんが、もともと1953年にできた青年学級振興法という法律の下で全国に広がっていったのが「青年学級」です。法が成立したのが1953年という時期で、まだ、高校進学率が日本では50%にも達していないぐらい、そろそろ50%に達するかなぐらいの時期です。このため、「青年学級」の対象はいわゆる勤労青年です。中学校を卒業し高校には進学しない、あるいはできない、それでも働きながら学ぶ意欲がある人たちが、地域の中で学ぶことができたのが「青年学級」でした。

町田の場合、「障がい者青年学級」という形で、障がいのある人たちの学びの場として、「青年学級」を活用してきていますが、もともとは「勤労青年の学びの場」として全国に広がったものなので、町田の「障がい者青年学級」において、学級生を「特別支援学校などを卒業した、学卒後の障がいのある人たち」に限定しているのは、おそらく「勤労青年の学びの場」としての「青年学級」という制度を活用しながら事業を作ったからではないかと思われます。

ただ、青年学級振興法自体は、もうなくなっています。1999年に役目を終えたという事で廃止になっています。

会長：ありがとうございました。先ほど、E委員から「比較的若い人たちが入ってくる

のであれば、医療的ケアや支援の必要性があまり生じないということも想定できるので、2:1の比率に限らず受け入れられるのではないか」というお話がありました。

一方で、町田の丘学園の生徒さんには身体にも障がいのある方もいます。高齢者だけが介護が必要というわけでもないと思います。

実際、他の市区町村では、「障がい者青年学級」のような事業を行う際、「自分で通学できる」ことを条件にしたり、身体機能について受け入れる際に制限を設けているところもあります。そうした制限があるので、「このくらいの人数を受け入れられる」という目途が立ちやすいのだと思いますが、町田の場合、こうした制限を定めていません。希望される方はどなたでも受け入れるという形にした場合、介助、介護の必要性についても想定しなければなりませんし、2:1という比率や定員30人という数字も考えざるを得ないかと思えます。

受け入れられる人数を増やそうと考えると、対象者を絞り込むことにつながりかねない部分があります。町田で大切にしてきた、「本人が望めば、できる限り受け入れる」という考え方を、今後も崩さずに続けていくのかという点についても考えていく必要があるのかもしれない。

K委員：誰でも受講できる点は、町田の青年学級の素晴らしいところだと思っています。これは、ぜひ続けてほしいと考えています。

それから、先ほどE委員のお話にあった、若い人たちの話ですが、これまで、支援学校を卒業した方に向けた募集について議論してきましたが、私は、募集の仕方はいくらかもあって、いろいろな可能性があると思っています。やり方の一つとして、先ほど少し話しましたが、「枠」を設けていくことが考えられると思います。例えば、障がいの程度で「枠」を設けたり、年齢で「枠」を設けることが考えられます。

なんで、このような話をしているかという点、今の状態では、若い人の参加はほとんど見込めないからです。このところ、ずっと補充という形でしか新しい方が入れない状況が続いていて、受講者の年齢はどんどん上がっています。こうした状態は、将来的には、とてもまずい状態だと危惧しています。若い人をある程度入れていかないと、組織の持続可能性といえますか、内容的にも事業が続けられなくなるのではないかと考えています。ですから、募集の仕方を工夫して、若い人を入れていく必要があると考えています。

H委員：全体の感想のようなお話になりますが、知的障がいのある方が、どれだけ安心して参加できるかという観点ももちろん大事だと思えますが、私は担当者の方の安心、安全もすごく気になっています。定員や期間を考える時には、担当者の方の安心安全や、ボランティアとして長く続けられる形になっているか、参加しやすい形になっているかといった点も含めて、議論していくべきかと思いました。学級生だけでなく、担当者もなくてはならない存在ですので、こうした視点もなくさないようにしたいと考えています。

会 長：ありがとうございます。ここから、次の話題も加えていきたいと思いますが、事務局から、抽選制度の導入についても提案されています。希望する方には公平に権利があるという前提や、今、H委員からお話のありました学級活動の安定性を鑑みての提案ですが、在籍している学級生が継続する枠を設けるとか、逆に新規学卒者の枠を設けるとか、抽選で外れてしまった方を次回優先するといった制度導入の際の一定のルールについてもお話がありました。全てを同じ箱に入れて抽選するのではなく、抽選時にグループ分けを行うということだと思います。抽選制度の導入についても、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

G委員：抽選に漏れた方のことを考えると辛いのですが、一方で新しい方にも入っているような体験をして欲しいですし、自分たちで活動する居場所を作ってほしいという思いもあります。そういう意味では、やはり抽選制度を入れることは必要なことかなと思いました。

ただ、本当に大勢の方が体験したい、入りたいと思うでしょうから、抽選で漏れてしまう方がでるのは目に見えています。ですので、先ほどお話をあつたスポット事業を多く展開して、逆に青年学級に入る前の準備期間として活用していくことも考えられるのではないかと思います。

F委員：最終的には抽選も考えざるを得ないと思いますが、ただ、抽選にはある意味、非情な面もあります。ですから、抽選をせざるを得ないような応募状況になった場合に、抽選の前に話し合のような機会を設けられないかと考えています。応募者の中にも「そろそろ卒業してもいいかな」と思っているかもしれませんし、どこまで続けたいかという思いも人によって濃淡があると思います。実際にできるかはわかりませんが、話し合いのような形で調整ができれば、少しは円満な形で決まるのかなと思います。それでも決まらなければ、最終的には抽選という形になるでしょうが、いきなり抽選でいいのかどうか、その前に何かステップがあってもいいのではないかと感じています。

K委員：もちろん、そうした話し合いができればいいのですが、今、学級生は大体140人ぐらいいて、仮に30人定員としたら全体で90人です。ですから、3分の2ぐらいに減少するわけです。それで新しい人たちも入ってくるとなると、話し合いのような微調整で対応できる数ではないのではないかと感じています。

やはり募集の際、工夫すべきことというのは、まず、3学級の募集時期をずらして、定期的に募集していくことです。1年後になるか2年後になるかわかりませんが、応募して抽選で外れても、新たに申し込める機会があること。それから、外れてもスポット事業のように学級以外に利用できる事業があること。なるべくチャレンジできる機会を多くすることを考えていくべきだと、私は感じています。

毎年、支援学校から出てくる人の数が出て、そのうちの一定割合の方は受講を希望しているような状況では、希望者数と定員数の差は少なくないでしょうし、それをど

う受け入れていくかとなると、本当は数字で機械的に切ってしまうのは忍びないのですが、抽選制度を入れるのも仕方がないと思います。

ただ、チャレンジする機会はなるべく多く設定すべきでしょうし、1回、2回とダメだったら、次は優先して入れるようにするなどの工夫をしないと、落ち続ける人が本当に可哀想だと思います。

F委員：先ほどの話は、事務局の説明から、そんなに大きな変化が生じるわけではなく、全体の数人程度が入れ替わるようなイメージを受けてお話したのですが、見直し後の青年学級のイメージの捉え方で対応も変わってくるかとは思いますが。例えば30人のうち、3～4人が入れ替わる程度であれば、話し合いの余地もあるかと思いましたが、K委員のお話だと、半分くらいは入れ替わるイメージでしょうか。逆にそんなに入れ替えてしまって、学級運営が継続してできるのか心配になります。

事務局：見直し後の青年学級のイメージについて、補足します。正直なところ、制度の見直し直後は、ある程度の混乱は避けられないかと考えています。

在籍者数については、資料2-1の4ページに表を掲載しています。現在、137の方が在籍していますが、実際には、在籍しているものの長期に渡ってお休みしている人も結構います。ですから、在籍者数と出席者数は乖離しています。現在の青年学級には、期間という概念がなくずっと在籍できるため、籍だけ置いているという方が一定数います。

在籍者ベースで考えると、見直し実施当初は、137人から、例えば定員を30人にした場合、全体で90人ですので、50人近くの差が生じます。そのうえで、希望する方も受け入れると、半分程度、状況によってはそれ以上入れ替わってしまう可能性があります。

そうなる、学級生と担当者との関係性や学級活動そのものに影響を及ぼす可能性もありますので、活動の継続性を考えると半数は在籍者を残すべきではないかとか、公平性の観点からはやはり新しい方を優先すべきではないかといった議論になると考えています。

また、前回まで出席いただいた臨時出席者の中に元学級生の方がいらっしゃいましたが、その方からは、やはり話し合いを主体とする活動なので、話し合いを行うにも適正な規模があるというお話がありました。学級で全員で話し合うなら、多くても30人ぐらいが限界だというご意見も伺いましたので、そうした面からも考えなければなりません。

事務局：資料2-1の2ページに2001年から2023年までの学級生の新規受け入れ数を掲載しています。2000年くらいから学級生の数がピークに差し掛かってくるのですが、2004年に本人活動団体「とびたつ会」ができ、当時の学級生の一部が「とびたつ会」に移ったことにより16人を新たに受け入れることができたのですが、2012年以降は

担当者も減少しはじめ、受け入れ数は一桁に留まっている状態です。この点は、制度を変えれば、また、新規の方を受け入れる余地が出てくるとは思います。

また、あくまで参考なのですが、今、申し上げた新規受け入れ者について、公民館学級の資料がありましたので確認したところ、年間数人の新規受け入れ者の大半は20代、30代でした。先ほど、50代、60代の方が入ってくる可能性についてお話がありました。過去の事例を見るとあまりそうしたことは、考えにくいようです。

F委員：今のお話でイメージが掴めました。ただ、今、在籍はしていても籍だけおいて、出てこられてない方もいるという話がありました。そういう方も同じように抽選に参加して、当選すればまた受けられる、というか在籍できるという仕組みになると、逆にそれもなにか不公平のような感じもします。毎回、参加されている方からすれば、籍だけ置いている方が入って、毎回一生懸命参加している方が外れてしまったりすれば、率直なところ、どうなのかなという感じはします。やはり、出席率なども加味できる形の募集形式にすべきかと思います。

会長：ありがとうございます。ここは行政にも十分配慮、議論いただきたいところですが、新しく2026年の4月から始める時に、当然、運営ルールは説明があるかと思えます。定員や期間について説明し、納得していただいた上で、利用開始となるのでしょうが、説明時に継続利用者に対し、「あなたは在籍期間を超えているので、いったんやめてもらいます」というわけにはいかないと思えます。

ですから、今は、新規利用者に対する仕組み、説明ということに注力した方がいいかと思っています。そのうえで、継続利用者に対し、どう適用するか考えていく。

これは、個人的な意見も含んでお話ししますが、完全抽選というのはとても危険な気がしています。今は、支援を必要な人がこれからどんどん増えていこうという想定と、逆にそれを支える人はどんどん減っていこうという想定があって、今後どうしていくか決めていかなければいけないという状況です。

実は、先日、町田の丘学園にお邪魔したのですが、先生たちもだいぶ若くなっていて、生徒さんや親御さんのニーズに十分応えきれていない状況があります。先生方にアンケート調査をすると、「やめたい」という人がずいぶん含まれていて、今後、どうしようか、学校では積極的に議論しています。

青年学級も、もちろん、利用している学級生が主人公なのは間違いないのですが、同時に、それを支えてくださっている人たちにとっても重要な場所だと思います。みんなが疲弊してしまって、「もうあそこに行きたくない」というような状況になってしまっただけでお互いにとって、いいことではないと思えます。

どこの福祉施設でもそうですが、平均介護度を定めていたり、男女比率だったり、医療依存度がどの程度かといった「枠」を定めて運営しています。ある程度、人数の枠を定めないと、おそらく職員はみんな辞めてしまいます。例えば、体の大きい男性で、生活が困窮している方100人を受け入れますと施設が決めても、職員からする

と、「支えきれぬ気がしない」という話になると思います。ですから、男女比率を決め、例えば、常に医療が必要な人は何人とかある程度「枠」を定めておいて、入所判定をして、次に受け入れる方を決めているわけです。逆に、楽な人だけに入ってもらおうとすると、それはそれ職員のモチベーションが下がってしまい、継続が難しくなると思います。

私たちはこの「青年学級」をどうしていくのか決め、どういう方を迎えることができるのか考えなければなりません。全員、送迎が必要となったら、本当に迎えられるのでしょうか。全員、医療依存があったら、迎えられるのでしょうか。実際に、受け入れを再開した時に「なんで、この人を今回、受け入れたのですか」というようなことがないとも限りません。その時に、「抽選だから」という説明でお互いが納得できるのかという疑問もあります。選出するグループをいっぱい作って、このグループから抽選で選出された方に参加してもらうような形を考えないといけないでしょうし、全部1つにまとめて抽選するのは、バランス上、問題があるのではないかと思います。

ちょっと、時間が迫って来てしまいましたが、まだ、議論が足りないところがあるので、議事を進めます。気軽に参加できるスポット事業を実施することも提案されていますが、この点は、既に皆さんからもご意見が出ています。多くの方を受け入れられるようにする。やむなく学級への参加をお断りする方たちの気持ちも考えた内容にする。生涯学習センターだけでやりきれないのであれば、専門性を持ち合わせている民間の力を借りることも考える。このようなお話があったかと思います。

あとは、今回の提案全般で、最後にこの点は言っておきたいといった意見があればお伺いしたいと思います。

B委員：これまでお話を伺い、この問題は「障がい者青年学級」をどうしていくかという問題であるのですが、同時に障がいのある方を受け入れる場所、居場所が社会の中で限定されているという状況が、また、大きな問題なのだと感じています。

この問題に対し、生涯学習は何ができるのか考えると、やはり長い目で見ると、自分たちのすぐ近くに、障がいのある方がのびのびとできる場所を作っていくことが必要なのではないかと考えました。そのためには、例えば、スポット事業も担い手の入門編的な事業にしていくことも重要かと思いますが、同時に、こういう事業、こういう場所だったら、自分たちの近所でもできると思わせるような、ヒントやノウハウをちりばめていくことも必要かと思います。

あるいは市民大学やまちチャレといった講座でも、自分の近くに、障がいのある方の居場所を作るようなことに、チャレンジする気を起こさせるような仕組みを入れていくことも、生涯学習として、必要なのではないかと考えました。

会 長：ありがとうございます。そうですね、ぜひインクルーシブ教育についても今回の作成する資料の中で言及いただければ、という気もします。

そろそろ時間ですので、まとめに入りたいと思いますが、冒頭で申し上げとおり、

今回で決まるということではありません。もし、言い足りなかった点や感じたことなどございましたら、次回までに事務局にメールなどで連絡いただきたいと思います。

では、副会長にまとめをお願いしたいと思います。

副会長：今日は、今までに比べてかなり具体的な提案を事務局から出していただきました。まだ、いろいろなことを考えながら、思いを馳せながら議論しているので、「こうしましょう」という具体的な形が決まるわけではないのですが、おそらく今期の運営協議会の役割としては、具体的な形を決めるというよりも、「こういった考え方がある」とか、「こういった方向性がある」ということを議論していくことなのだと考えています。実際に実行するのは 2026 年度ということですから、まだ、2 年あります。おそらく、次の 2 年のプロセスの中では、また、担当者の方などに改めて提案をし、また、意見をいただきながら具体的に練っていくことになるかと思います。

今期の運営協議会はもう次回が最後です。後 1 回、非常に限られた期間ではありますが、またぜひ次回もみんなで考えを持ち寄って、より良い方向性が出せればと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(議事終了後、市民提案型事業★まちチャレの選考委員を運営協議会委員の中から、5 名選出いただく。併せて、本日で最後となる G 委員の退任挨拶あり)